

公益社団法人 宮崎県老人保健施設協会
令和 2 年度 事業計画書

令和2年度 事業計画書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

〔総則〕

制度改革の方向性として、「在宅等住み慣れた地域の中で患者（利用者）の生活を支える地域包括ケアシステムの構築が不可欠である」として、地域ごとの医療・介護・予防・生活支援・住まいの継続的で包括的なネットワーク、すなわち地域包括ケアシステムづくりを推進していくことが近々の課題となっている。今後、さらに高齢化の進展による要介護者、認知症高齢者の増加、少子化に伴う生産年齢人口減少と介護老人保健施設（以下、老健施設）に限らず、介護を取り巻く環境はさらに厳しいものとなることが予測される中、老健施設が医療と介護の連携を図る重要な担い手として、地域包括ケアシステムの構築に欠かすことのできない重要な社会資源であることを強く認識すべきである。そのため、我々老健施設は、要介護度や医療ニーズが高い者への対応・看取り対応・認知症対応等の様々な課題に対応するため、老健本来の在宅復帰機能・在宅生活支援機能・リハビリテーション機能等を常に向上させていくことが必要とされる。

このような状況の中で、令和2年度の計画は、令和3年4月の介護報酬改定の動きを見極めながら、無駄のない適正な協会運営を目指していく。また、会員施設へは、次回改定を見越した経営改善・質向上等への協力を実施していくとともに、その他の関係団体や県民も対象とした講演会開催や、他の介護保険施設職員も対象とした研修会の企画・開催、更に多職種による技術指導（介護・リハビリ・栄養など）・調査研究等を行ない、より公益性を重視した活動を通じ、サービスの質向上を図っていく事とする。

以上を達成するため、次に掲げる諸事業を多角的に実施していく。

1. 会議

（1）社員総会

- ① 定時社員総会は、定款第14条第1項の規定に基づき、年1回開催する。開催の時期は、6月とする。
- ② 臨時社員総会は、定款第14条第2項の規定に基づき、必要に応じて開催する。

（2）理事会

- ① 定例理事会は、定款第36条第2項の規定に基づき、年2回以上開催する。開催の時期及

び回数は、5月に1回、3月に1回とする。

② 臨時理事会は、定款第36条第3項の規定に基づき、必要に応じて開催する。

(3) 常設委員会及び特別委員会

1. 各委員会は、必要に応じ開催し、事業実施上の諸問題、懸案事項等について検討する。

2. 第16回 宮崎県老人保健施設協会研究大会開催（令和元年度研究大会延期分）

開催地	宮崎県宮崎市
実施時期	令和2年8月30日(日)
大会会長	本協会会長
対象者	一般市民・会員施設職員・他介護保険施設職員・他団体会員
大会テーマ	老健、令和の時代を地域と共に歩む ～在宅支援施設としての役割を果たそう～
会場	J A・A Z Mホール
内容	基調講演・市民公開講座・その他講習セミナー・演題発表
参加予定人員	300～400人
後援予定	宮崎県（予定）

3. 教育事業

老健施設におけるサービスの質の維持・向上をはかり利用者及びその家族に良質なサービスを提供することを目的として、専門性の向上・スタッフのスキルアップ、そして施設の安定経営等に資する情報提供を含めた各種研修事業等を以下のとおり実施する。

【栄養・給食研究部会】

研修事業

研修会：(テーマ・講師未定)

【在宅・支援相談研究部会】

研修事業

研修会または座談会：(テーマ・講師未定)

【看護・介護研究部会】

研修事業

研修会または座談会：(テーマ・講師未定)

【高齢者ケアプラン研究部会】

研修事業

研修会または座談会：(テーマ・講師未定)

【リハビリテーション研究部会】

研修事業

研修会または座談会：(テーマ・講師未定)

4. 調査研究事業

介護老人保健施設の管理運営の適正化及びサービスの質の確保・向上に関する調査研究及び指導

【在宅・支援相談研究部会】

アンケート調査「在宅復帰率等に関するアンケート調査」

5. 広報事業

【広報部会】

広報誌「老健みやざき」発行

年1回定期刊行。会員施設及び行政・関係団体に送付し、協会活動について広くPRする。

ITを利用した広報活動

ホームページを更に有効活用し、本協会の活動報告や最新情報を迅速に提供することに加え、会員専用ページを作成し詳細な情報共有や論文・研究の発表の場を提供し、老健施設の結束強化を図るとともに、広く県民に向けて老健施設や本協会に関する広報を行う。

6. 常設委員会事業

(1) 総務委員会

事業計画案・予算案の検討、関係各方面に対する折衝及び要望活動等を積極的に展開し要望事項の実現をめざす。

(2) 事務長会

老人保健施設の管理運営面等における諸問題について、情報共有を図り安定経営に結びつけると共に事務担当者の育成に努める。

※ 宮崎県委託事業であるキャリアアップ研修支援事業において、事務局・総務委員会・事務長会が中心となって、在宅復帰に関する老人保健施設のノウハウを伝達する研修を初級・中級・上級に分けて開催する。

(3) 学術委員会

老健施設及びそこに働く各職種の質の向上と技術向上に寄与するべく、関連する各領域の調査・研究を会員施設の協力を得て実施する。

7. 受託事業

地域医療介護総合確保基金に係る宮崎県策定の事業実施計画に基づいた下記事業についての受託事業

① 介護の仕事 PR パンフレット作成業務企画提案事業

パンフレット作成

② 介護人材キャリアアップ研修支援事業

介護老人保健施設特有の“在宅復帰支援機能”ノウハウを、職員等を対象とし伝達していく、段階別のキャリアアップ研修（初級研修、中級研修、上級研修）